

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

### 任意継続組合員制度の加入手続等について（通知）

公立学校共済組合の組合員（臨時的任用職員、会計年度任用職員等の短期組合員を含む。以下同じ。）が退職すると、組合員資格を喪失することから、新たな医療保険制度への加入手続が必要となります。その一つとして、当共済組合の「任意継続組合員制度」があります。

当該制度は、一定の要件を満たす組合員が、申出により、退職後も引き続き2年間を限度として、医療給付等の短期給付と福祉事業の一部の適用を受けることができる医療保険制度です。

つきましては、別紙「年度末退職者向けリーフレット」を対象組合員に配付の上、加入希望者に対し、下記により手続を行うよう指導するとともに、年度途中における退職者に対しても、その都度、周知するよう併せてお願いします。

### 記

#### 1 退職後の医療保険制度

退職後は、再就職して勤務先の医療保険制度（健康保険・共済組合）が適用される場合を除き、次の表のいずれかの医療保険制度に加入する手続が必要となります。

表：退職後の医療保険制度の概要（再就職先で医療保険制度が適用される場合を除く。）

医療保険制度	国民健康保険	任意継続組合員制度 (最長で2年間加入できる)	家族の医療保険制度 (健康保険・共済組合)の被扶養者
掛金 (保険料)	前年の収入、世帯人員数を基に算出(市区町村により異なる)	労使折半ではなくなるため最大で退職時の2倍	被扶養者となるため負担なし
窓口	住所地の市区町村の国民健康保険担当窓口	当支部(福利係)	家族が加入している医療保険制度の運営団体
その他	被扶養者制度がないため、これまで被扶養者であった家族の保険料を世帯主が負担する。	被扶養者制度については退職前と同じ加入手続については後述	年金も収入に含まれる。 被扶養者になるための要件については、事前確認が必要

#### 2 任意継続組合員制度の加入手続等

##### (1) 加入資格

組合員期間<sup>(注)</sup>が退職日まで引き続き1年と1日以上あること。

(注) 他の公務員共済組合の組合員期間は含みますが、前に加入していた任意継続組合員期間や国民健康保険の被保険者期間は含みません。

##### (2) 手続書類

任意継続組合員制度へ加入を希望する組合員は、次に掲げる書類を記入の上、当支部へ提出してください。

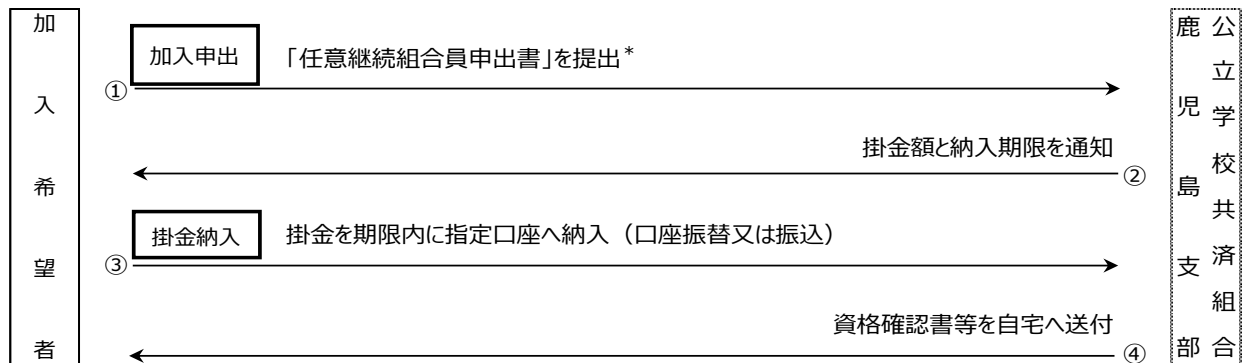
- ア 任意継続組合員申出書（令和6年度末退職者は別添の用紙を，年度途中退職者は当支部ホームページ掲載の年度途中退職者用の用紙を使用してください。）
- イ ゆうちょ銀行の「自動払込利用申込書」（緑色の複写式用紙，アの申出書において掛金の払込方法として口座振替を選択した方のみ同時に提出してください。）

※ 「自動払込利用申込書」は，ゆうちょ銀行の窓口で取得してください。

### (3) 手続の流れ

加入申出から資格確認書等の交付までの流れは，次の図のとおりです。

図：任意継続組合員制度への加入手続の流れ図



\*退職（予定）時の所属所長の記載事項証明を受けて提出する。

また，申出書で掛金の口座振替を選択した場合は，同時に「自動払込利用申込書」（ゆうちょ銀行の緑色複写式用紙）も提出する。

### (4) 手続の期限

退職日を含めて20日以内に「任意継続組合員申出書」の提出及び掛金を納入する必要があります。年度末日退職の場合は，4月19日までに前記(3)の加入手続流れ図中の①から③までを終える必要があります。ただし，年度末退職予定者については，次の表のスケジュールにより，退職前から加入申出の事前受付を行います。

なお，再就職希望者は，採用の状況が明らかになった段階で加入手続をしてください。再就職（勤務先の医療保険制度の適用）が決まり，加入申出の取下げが生じた場合，年度末・年度初めは事務処理がふくそうすることから，既に払い込まれた掛金の返金に期間を要しますので，ご承知おきください。

表：令和6年度末退職予定者の加入申出事前受付スケジュール（納入方法別）

掛金の納入方法	受付	①申出書の提出期限	②掛金額等の通知（予定）	③掛金の口座振替日	④資格確認書等※の交付（予定）
口座振替	第1回	2月12日（水）	2月末	3月12日（水）	4月1日（火）
	第2回	2月19日（水）	3月上旬	3月19日（水）	4月7日（月）
	第3回	3月3日（月）	3月下旬	4月1日（火）	4月14日（月）
掛金の納入方法	受付	①申出書の提出期限	②掛金額等の通知（予定）	③掛金の振込期間	④資格確認書等※の交付（予定）
振込	第1回	2月17日（月）	2月末	3月1日（土）～15日（土）	4月1日（火）
	第2回	2月28日（金）	3月中旬	3月16日（日）～31日（月）	4月7日（月）
	第3回	3月19日（水）	3月末	4月1日（火）～9日（水）	4月14日（月）

※ 任意継続組合員申出書の資格確認書発行要否欄において申請した方のみ資格確認書を交付します。

資格確認書の交付対象は以下に該当する場合に限りです。

- ・ マイナンバーカードを取得していない者，マイナンバーカードの返納者
- ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者，利用登録解除を申請した者，利用登録解除者
- ・ マイナンバーカードの電子申請書の有効期限切れの者
- ・ マイナ保険証での受診が困難で介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者

マイナ保険証を保有しており，オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は，資格確認書の交付対象となりません。

資格確認書の交付を希望される場合には，マイナ保険証の利用登録の解除申請を行ってください。

なお，資格情報のお知らせはマイナ保険証の保有の有無に関わらず，すべての組合員及び被扶養者に交付します。

※ 事前受付の申出書の提出(①)の最終期限である3月19日(水)(第3回受付)後も4月19日(土)までは加入手続は可能ですが、この場合、申出書の提出前に、問合せ先まで連絡してください(掛金の納入方法は振込のみです。)

(5) 留意事項

退職日の翌日から公立学校等で常勤再任用職員として勤務する方は一般組合員となりますので、任意継続組合員制度には加入できません。

また、公立学校等で非常勤職員(会計年度任用職員、再任用短時間職員、任期付短時間職員等)や臨時的任用職員として勤務する方のうち、任用期間が2か月を超え、社会保険の加入要件を満たす方は、原則、公立学校共済組合の短期組合員となりますので、任意継続組合員制度には加入できません。

なお、退職後、次の任用日まで期間が空く場合でも、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると任命権者が判断する場合は、組合員資格も引き続くものとして取り扱うこととなります。

(6) その他

任意継続組合員制度の説明文書及び申出書等の記入例を併せて送付します。また、支部ホームページに申出書用紙及び掛金額の早見表を掲載しますので、併せて活用してください。

(提出・問合せ先)

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

公立学校共済組合鹿児島支部

福利係 担当 井村

電話：099-286-5217 FAX：099-286-5663

\* 県立学校における本文書の文書管理表上の  
分類記号：「B-7-2(共済組合)」